

5 人々の英知で支える 自主自立のまちづくり

5-1 町民主体のまちづくりの推進

■ 現況と課題

町民の主体性・積極性を取り入れたまちづくりの取り組みとしては、自治公民館及び福祉・産業・教育等の各種団体からの行政施策に対する意見の反映に努めています。

また、自治公民館組織・各分野の団体などの活用やまちづくりへの町民参加については、財政的な面も含め支援を実施するとともに、みまもり隊等のボランティア組織の育成に努めてきました。

しかし、町民参加の取り組みを有意義なものにしていくためのノウハウの向上に向け、今後とも継続した取り組みが求められます。

町民の意向をまちづくりに反映した計画づくりについては、委員会等への住民登用を行うとともに、地域づくりに対する町の将来像や方向性について、その方向性などを総合計画審議会・行政改革推進委員会等で説明を実施しています。

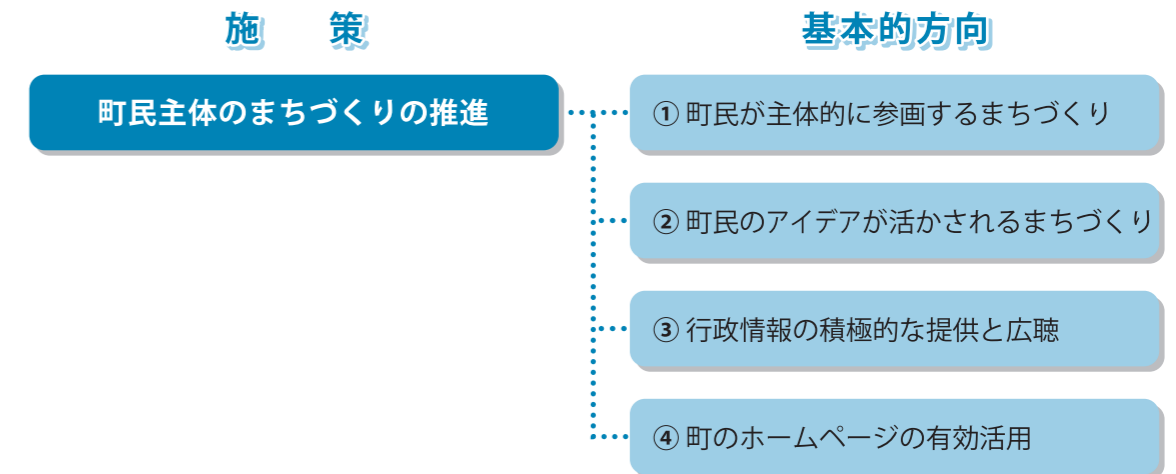
広聴に関しては、意見箱を平成20年度から公共施設5箇所に設置し、町民の意見に対する検討、回答を実施しているほか、各種計画策定に際し、町民意向調査を実施して町民ニーズの把握に努めています。

こうした取り組みに加え、多方面にわたる行政情報の提供については、支部加入者には回覧・広報みまたでの提供を行っており、未加入者においても町ホームページでの閲覧ができるようにしています。

■ 施策の視点

町民の創意工夫により、明日の“三股”を築く、まちづくりを展開します

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 町民が主体的に参画するまちづくり

町民のまちづくりへの参加については、町民との「協働」を方針とし、自治公民館組織や各種団体などの参画を促し、各団体が「協働」による達成感が得られるようなノウハウの構築を進めていきます。

また、まちづくり基本条例の制定等、まちづくりへの積極的な参加を促進し、町民が参画しやすい体制を整備していきます。

② 町民のアイデアが活かされるまちづくり

町民の意向や創意と工夫が活かされた計画づくりでは、審議会等へ町民を登用していますが、今後、町民の要望を広く把握する手段を検討していきます。

また、「協働」を基本におき、町民・地元企業・行政や各種団体が担う役割を示し、まちづくり推進に向けた連携を図ります。

さらに、産学協同、学術研究機関等との連携により、新しい視点でのまちづくり推進を図るために、南九州大学等との連携を活かしたまちづくりを推進します。

③ 行政情報の積極的な提供と広聴

地域住民間の人とひとの交流が薄れつつあるコミュニティの現状を把握し、行政事務連絡制度のあり方などについて検討を進めていきます。

また、「広報みまた」については、行政側の情報・話題の提供、町民からの情報の提供等、情報の共有を図りながら広報の発行を継続するとともに、「回覧広報」を有効的に活用した情報提供体制を維持していくこととします。

なお、情報公開については、情報公開条例により運営されていますが、制度周知を図り、透明性のある行政運営に努めます。

④ 町のホームページの有効活用

多方面への行政情報の提供については、町のホームページ更新作業等、システムの更新を含めた対応を検討していきます。

重要企画立案に係る町民の意向調査については、近年回収率の低下が著しいことなどを踏まえ、町のホームページ等を活用し、広く町民に呼びかける仕組みを検討していきます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① 町民が主体的に参画するまちづくり	町民が参画しやすい体制の整備	→	
② 町民のアイデアが活かされるまちづくり	審議会などへの町民の登用	→	→
	学術研究機関などとの連携	→	→
③ 行政情報の積極的な提供と広聴	行政事務連絡制度の検討	→	→
	情報公開制度の周知	→	→
④ 町のホームページの有効活用	ホームページ更新	→	→



5-2 男女共同参画社会の形成

■ 現況と課題

男女共同参画社会の基本理念は、性別に起因する差別をなくし、男女の平等を達成することであり、人権を尊重することにあります。

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が実現しつつあります。

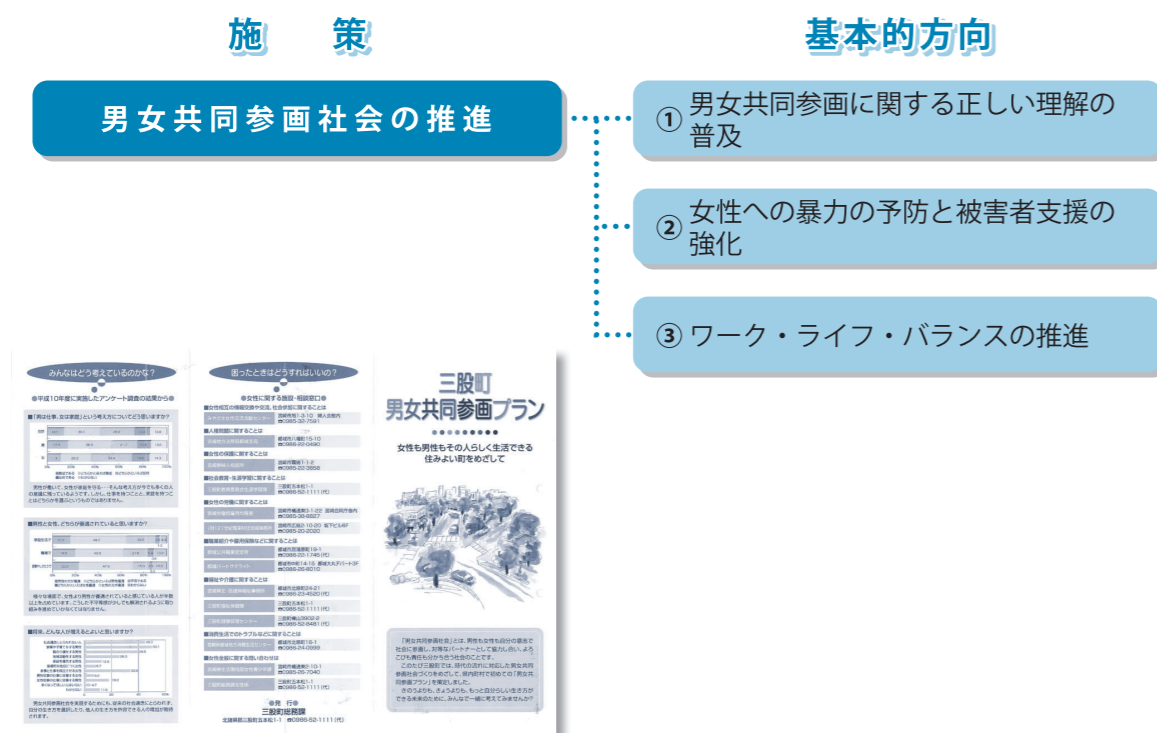
男女共同参画の基本理念を具体化し、社会経済状況の変化から生じた新たな課題に的確に対応するため、男女共同参画社会の形成を推進することは重要な施策です。

本町では、三股町女性行政推進委員会設置要綱(平成12年8月1日訓令第4号)を定めて、女性行政に関する施策を進めてきました。

■ 施策の視点

ひとの個性と能力を十分に発揮することができる
男女共同参画社会をつくりまします

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 男女共同参画に関する正しい理解の普及

男女共同参画の視点を反映していくことができる庁内の体制づくりと、職員の意識改革に取り組みます。

また、審議会など女性委員の登用を進め、地域・社会活動団体における意思決定の場への女性の参画促進を図ります。

学校教育や生涯学習等において、女性と男性がともに社会に参画し、役割と責任を分かち合っていく社会の必要性を理解してもらうための学習機会を充実し、子どもたちを対象に、男女の人権を尊重する教育等の推進に努めます。

② 女性への暴力の予防と被害者支援の強化

女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。女性に対する暴力の根絶に向け、広く町民に意識啓発を行うとともに、安心・安全な地域づくりに取り組みます。また、庁内体制の強化を図り、暴力被害に遭った町民を支援するために総合的、かつ計画的な体制整備に取り組みます。

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

男女がワーク・ライフ・バランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにしていくためには、それを実現できる環境をつくることが重要です。町民や事業者に、仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、男性の家庭生活への参画が可能となる環境整備の促進を図るとともに、子育てや介護の支援を強化していきます。また、再就職・起業等にチャレンジする女性への支援を強化します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① 男女共同参画に関する正しい理解の普及	女性委員の登用	→	→
	男女の人権を尊重する教育	→	→
② 女性への暴力の予防と被害者支援の強化	女性に対する暴力対策	→	→
③ ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスの啓発	→	→
	子育てや介護の支援を強化	→	→
	チャレンジする女性への支援	→	→

5-3 行政改革の推進

■ 現況と課題

本町では、平成15年度、自主自立の道を選択し、平成16年度を「行政改革元年」と位置づけ平成16年度三股町行政改革大綱の改訂を行いました。さらに、「集中改革プラン」を策定し、住民サービスの向上及び簡素で効率的な行政運営を目指した大胆な行財政改革に取り組んできました。

その結果、定員適正化計画に基づき平成17年度に大課制を導入し、定員適正化を達成し、審議会、協議会等についても、定数の見直しが実施されました。今後は、行政サービス等についての検証が求められています。

今後は、先進事例の研究について積極的に取り組んでいくために、他の行政機関との交流や職員研修等により、職員の更なる資質向上に向けた取り組みが求められています。

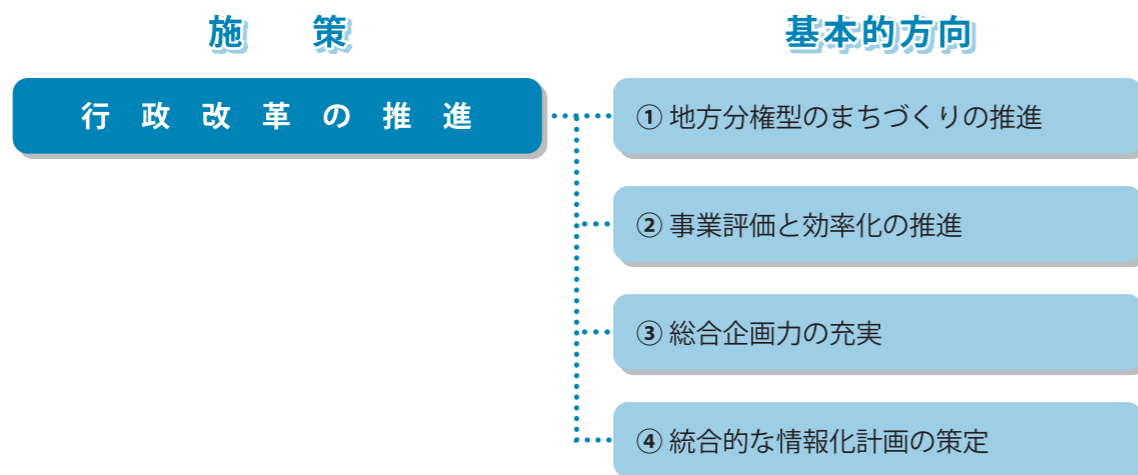
地方分権の推進については、国からの権限移譲が粛々として進められている状況であり、県からの権限移譲についても本町の執務体制に影響がない範囲で移譲が進みほぼ達成されています。なお、権限移譲については、制度の改変による効率化への影響を踏まえた対応が求められます。

また、指定管理者制度については、平成18年度より養護老人ホーム、デイサービスセンター、パークゴルフ場について管理運営を指定管理者に委託しています。

■ 施策の視点

地方分権社会に適合し地域特性が発揮される地方自治の展開を進めます

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 地方分権型のまちづくりの推進

本町は、基礎自治体としての、役割と責務を認識し、町民との協働体制を強化するとともに、行政能力と財務体力の確保に努めます。

地方分権も実行段階となり、時代の流れを的確に捉え、将来を見据えた地域経営に取り組んでいきます。また、行政改革大綱に基づき、効率的かつ地域の特性を活かした自治運営を念頭に置いた「協働のまちづくり」を促進するために、町民・民間企業・各種団体・行政の役割分担と、「自助」「共助」「公助」を基本としたまちづくりを展開します。

また、指定管理者制度の推進等、町有資産の利活用(PRE)に向け、民間手法を取り入れた効率化方策を検討します。

② 事業評価と効率化の推進

職員は、町民の視点に立った行政サービスを提供するために、一人ひとりが柔軟な発想を持って職務を推進するとともに、事業の目的意識と実績の評価を把握するために、事業評価システムの拡充に努めます。

さらに、事務・公務能率の改善を進めるとともに、権限移譲などによる業務内容を見極めながら、時代に即応した体制を構築していきます。

③ 総合企画力の充実

本町は、様々な町民ニーズに応えるため、国・県・民間団体等との密接な連携協力体制の確立を進め、近隣自治体との連携・協力体制の強化に努めます。

また、地方分権型社会における総合的な企画力を蓄積するとともに、地域の個性や特徴を活かしたまちづくりを推進します。

④ 統合的な情報化計画の策定

長期的かつ統合的な情報化計画の策定に向けて、災害時の対応としての情報システムにも考慮した情報化計画の策定を検討していきます。

町民ニーズに呼応した行政サービスの拡充を目指し、町民参画を目的とした町ホームページの策定に取り組むなど、高度情報化時代に適合した行政情報通信体制の整備に努めます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① 地方分権型のまちづくりの推進	行政改革大綱の推進	→	→
	協働のまちづくり	→	→
	町有資産の利活用	→	→
② 事業評価と効率化の推進	事業評価システムの拡充	→	→
③ 総合企画力の充実	総合的な企画力の蓄積	→	→
④ 統合的な情報化計画の策定	地域情報化計画の策定	→	→

5-4 健全な財政運営

■ 現況と課題

本町は、行財政改革によって、経費の削減に取り組んできました。

町単独補助金については、平成15年度から平成19年度までの5年間において、毎年3%減で見直しを実施し、長期財政計画・3ヶ年実施計画を作成するとともに、事務事業の評価・見直し、人件費の削減(行財政改革)等に取り組んできました。

また、公的資金補償金免除繰上償還、「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について作成・公表、新地方公会計制度の導入準備を進めています。

その結果、本町の財政は健全性を維持していますが、今後、町民との協働やソフト面における意識の改革を進めていくことが重要なテーマであると考えられます。

本町は、様々な形で経費の削減に取り組んでいますが、今後、リサイクルの意識の啓発を進めるとともに、CO2削減による目標設定などを含めた経費の削減を進めていくことが求められています。

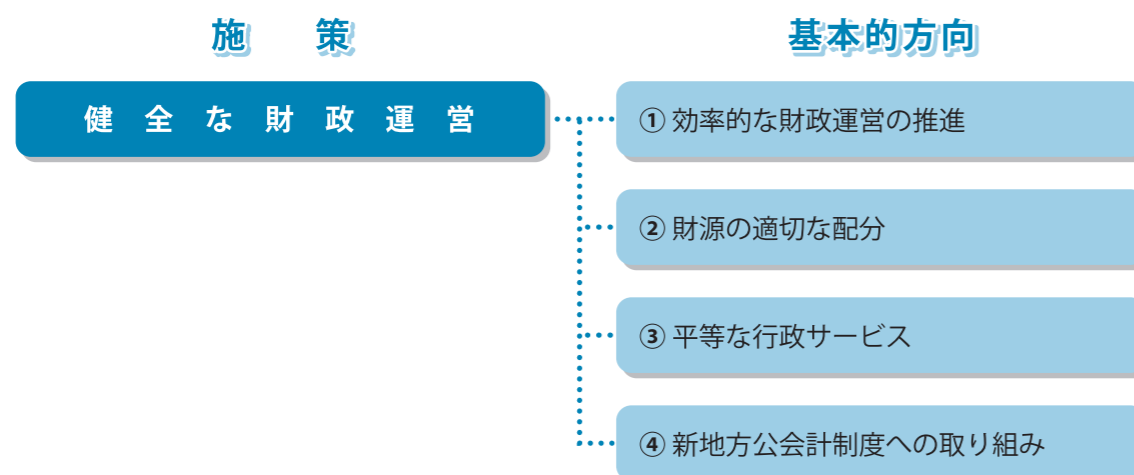
税等については、情報管理のシステム導入、納期内納付による自主納付の強化、コンビニエンスストア納付を開始しました。

今後、自主財源の確保・強化において、効率的な単年度スケジュール等の対策を検討するとともに、収納率などの目標を明確化し、目的意識を持って業務を遂行するなどの対策が求められます。

■ 施策の視点

地方分権、少子高齢社会を考慮し、健全な財政運営と財務規律を高めていきます

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 効率的な財政運営の推進

本町は、今後とも、中長期財政計画に沿った事業を実施し、後世に負担のかからない財政運営を進め、健全で効率的な財政運営を継続していきます。

行政事務の合理化については、組織機構の見直し、公共施設等の指定管理者制度の導入を今後も継続して検討していきます。

町単独補助金については、民間による事業仕分けや事業評価制度により、職員の意識改革と各団体の自立を促し、町単独補助金の見直しを進めます。

② 財源の適切な配分

本町は、長期的視点に立った財源の計画的、重点的な配分を行っていきます。

具体的には、3ヶ年実施計画、長期財政計画による10ヶ年を見据えた財政運営を今後とも継続して実施します。

実施に当たっての事業評価による財源の配分は、投資効果・必要性を総合的に勘案の上厳選してきましたが、今後は更に評価の視点(仕分け等の仕方)を検討していきます。

③ 平等な行政サービス

行政サービスを平等に受けることのできる権利の実現に向け、マルチポイント収納(ペイジー収納)^{※1}の導入、クレジット収納^{※2}・e I T A X^{※3}における電子納付の導入等、収納関連業務の多様化についての検討を進めます。

納税者の公平性を確保する施策についても検討を進め、収納率の向上に努めます。

- ※1. マルチポイント収納(ペイジー収納): 国等の収納機関と金融機関との通信ネットワーク回線を活用し、金融機関のほか、インターネット・バンキング、ATM、携帯電話等によって納税を行えるシステム。
- ※2. クレジット収納: クレジットカードにより納税を行うシステム。
- ※3. e I T A X: インターネットを利用して電子的に納税を行うシステム。

④ 新地方公会計制度の取り組み

資産・負債あるいは行政コストの実態把握をするために、新地方公会計制度に全庁的に取り組みます。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① 効率的な財政運営の推進	行政事務の合理化	→	→
② 財源の適切な配分	事務事業評価の拡充	→	→
③ 平等な行政サービス	収納関連業務の多様化対策	→	→
④ 新地方公会計制度への取り組み	新地方公会計制度への取り組み	→	→

5-5 広域行政の推進

■ 現況と課題

広域行政については、平成13年度から「都城北諸県ふるさと市町村圏計画」に基づき人材交流事業などを実施してきましたが、平成18年1月1日に旧1市4町が合併を行い、同事業を担っていた広域市町村圏事務組合を解散しました。

合併後は1市1町で「都城・三股広域行政推進協議会」を設置し、連携して住民講座等の事業を実施しています。

また、各部局においても都城市と連携を保ち広域行政業務を推進していますが、広域的な観光ルートの形成については、定住自立圏構想に基づき、取り組むこととなっています。

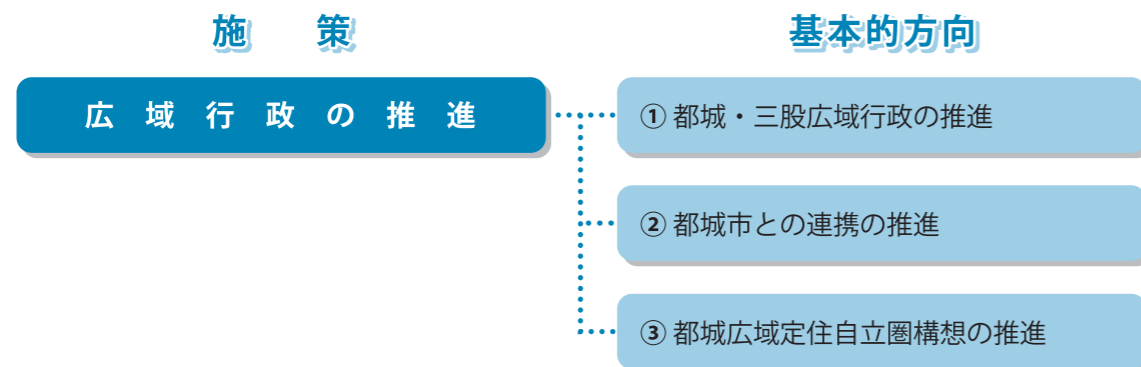
消防、ごみ処理、救急医療などは、事業調整等について各担当課で協議・調整を行っています。

また、本町は、都城地方拠点都市地域基本計画において、居住拠点地区の設定を受けており、計画区域内の住宅地化等の状況を考慮した、新たな展開が必要となっています。

■ 施策の視点

定住自立圏構想に基づき、広域行政を推進していきます

■ 施策の体系



■ 施策の基本的な方向

① 都城・三股広域行政の推進

合併により1市5町から1市1町へと自治体の数は減りましたが、産業・経済・文化・情報・技術などの結びつきは強固なものがあり、地方が自立して生活機能を維持するために、「都城・三股広域行政推進協議会」を中心とした広域行政を推進していきます。

また、広域的な観光ルートの形成を考慮し、今後も広域的な交流やネットワークの形成に努めます。

② 都城市との連携の推進

本町の町民は、都城市への通勤通学者割合が6割になるなど、労働・教育の面でも都城市の都市機能への依存度は高いことから、都城市との連携を考慮した施策に努めます。

また、消防、ごみ処理、救急医療等については、都城市へ事務委託・利用協定の締結をして住民サービスの維持に努めており、今後とも継続した実施に努めます。

③ 都城広域定住自立圏構想の推進

国が示す定住自立圏構想では、圏域内の機能については、「集約とネットワーク」の考え方のもと推進していくこととしています。

本町は、都城市のベッドタウンとして人口が増加しており、新たな都市・居住空間の創出が必要となっています。また、本町と都城市に跨るように大学が開設され、学園都市創出も期待されます。

こうした中で、都城市、曾於市、志布志市と都城広域定住自立圏を形成し、都城市は共生ビジョンの策定を行いました。

同協定は、救急医療の充実、産業の振興、観光振興、人材育成と多岐にわたっており、新たな定住自立圏域の形成に向け、本町が担う役割を認識し、住みやすい三股町の実現を目指します。

■ 施策の展開

施策の基本的な方向	取り組み概要	計画期間	
		前期	後期
① 都城・三股広域行政の推進	広域行政の推進	→	→
② 都城市との連携の推進	消防、ごみ処理、救急医療等の連携	→	→
③ 都城広域定住自立圏構想の推進	住みやすい三股町の実現	→	→
	広域圏と連携した産業の振興	→	→
	広域圏と連携した観光振興	→	→